

森林環境譲与税活用のご提案

森林・林業を取り巻く 環境の変化

- 我が国の人工林は1,000万haあり、その半分以上が11齢級以上の主伐期を迎えようとしています。
- 森林・林業の持続的発展に向けて、齢級構成をならし、主伐・再造林を推進し、若い森林を増やしていく必要があります。
- 経営管理が行われていない森林は、意欲と能力のある林業経営者に担ってもらう必要があります。

そこで・・・

- 2024（平成36）年度から、森林環境税の徴収が始まります。
- **2019（平成31）年度から、森林環境譲与税*の譲与が始まります。**

自治体に求められる 取り組み

- **譲与税の用途を決め、公表**していくことが求められています。
- **森林所有者や林業経営者の意向調査**が必要です。
- **経営管理権集積計画を策定**し、林業の振興を図る必要があります。

具体的な作業

- 森林所有者の確定（林地台帳、課税台帳等の活用）
- 森林所有者や林業経営者の意向調査（アンケート調査）
- 都道府県が提示する意欲と能力のある林業経営者の選定
- 経営管理権集積計画の策定と経営管理実施権の付与
- 林業維持不適地における複層林化 等

※当初、200億円の基金でスタートし、私有林の人工林面積、林業就業者数、人口、で按分された額が譲与される

弊社の支援メニュー(例)

林政ご担当者様のご負担を軽減致します！ 下記の一部でもご支援致します！

【森林所有者の意向調査】

- 調査票設計支援、封筒類準備、封入封緘作業、宛名ラベル添付、発送回収、回収調査票点検、データ入力、集計、分析、報告書作成、データベース化等、すべての工程でご支援致します。

【林業経営者のヒアリング調査】

- 森林組合、素材生産業者、自伐林家に対し、訪問面接形式で今後の林業経営についてヒアリングを実施します。
- 郵送調査にも対応致します。

【プラン策定支援】

- 総合計画から、防災、介護保険の計画まで、あらゆるプランの策定経験を活かし、森林を出発点としたビジョンの策定を支援致します。
- 統合が必要となる市町村森林整備計画もご支援致します。

【用途の決定に向けた各種会議や庁内調整】

- 森林環境譲与税は、森林が無くても譲与されることから、木材利用の促進、普及啓発など、その用途を決めて公表しなければなりません。
- 庁内会議や関係者会議などで資料作りや進行等、ご支援致します。